

○ テレワーク等による就業場所の多様化

在宅就業者の人口(推計値)は82万人(自営業に占める割合6.9%)となっている。また、在宅勤務者の人口(推計値)は214万人(雇用者に占める割合は3.9%)となっている。

《在宅就業者・在宅勤務者人口推計値(週8時間以上)》

	在宅就業・在宅勤務の人口			比率		
	在宅就業者	在宅勤務者	合計	自営業者に占める割合	雇用者に占める割合	全体
週8時間以上在宅就業・在宅勤務を実施	82万人	214万人	296万人	6.9%	3.9%	4.4%

《テレワーク人口推計値(週8時間以上)》

	テレワーカーの人口			比率		
	自営型テレワーカー	雇用型テレワーカー	合計	自営業者に占める割合	雇用者に占める割合	全体
週8時間以上テレワークを実施	97万人	311万人	408万人	8.2%	5.7%	6.1%

資料出所：国土交通省「テレワーク・SOHO推進による地域活性化のための総合的支援方策検討調査」
(平成15年3月)

注1： 情報通信手段を活用して時間や場所に制約されない働き方をテレワークといい、非雇用型を「自営型テレワーカー」と、雇用型を「雇用型テレワーカー」としている。

注2： また、テレワークを実施している者のうち自宅で実施することがある者について、ここでは非雇用型を「在宅就業」、雇用型を「在宅勤務」という。

注3： テレワークについては、自宅での実施(在宅勤務又は在宅就業)以外にモバイルワークなどがある。

○ 在宅勤務を希望する者の割合及び希望理由(年齢別)

・「在宅勤務」を希望する者の比率(「希望する」と「どちらかといえば希望する」の合計)は、38.9%となっている。

・ ライフステージ別にみた回答者自身の「在宅勤務」の希望をみると、「介護を必要とする家族がいる時」、「高齢期」、「子どもが未就学の時期」が高い割合を示している。

1 現時点の「在宅勤務」に対する希望(性・年齢別)

(単位:%)

	TOTAL (件数)	希望する	どちらか 言えば 希望する	どちらか 言えば 希望しない	希望 しない	無回答	希望指 数(点)
全体	2166	16.5	22.4	20.3	40.1	0.7	2.15
【性別】							
男	1076	15.9	21.3	19.3	42.5	1.0	2.11
女	1089	17.1	23.5	21.1	37.8	0.5	2.20
【年齢別】							
20歳代	466	16.7	20.4	19.5	43.1	0.2	2.11
30歳代	582	20.6	28.4	20.6	30.2	0.2	2.39
40歳代	503	15.9	22.9	20.1	40.4	0.8	2.15
50歳代以上	615	12.8	17.9	20.7	47.0	1.6	1.96
男							
20歳代	222	18.0	17.1	19.8	44.6	0.5	2.09
30歳代	286	18.5	27.6	19.2	34.3	0.3	2.30
40歳代	255	18.4	23.1	17.6	39.6	1.2	2.20
50歳代以上	313	9.9	16.9	20.4	50.8	1.9	1.85
女							
20歳代	244	15.6	23.4	19.3	41.8	0.0	2.13
30歳代	295	22.7	29.2	21.7	26.4	0.0	2.48
40歳代	248	13.3	22.6	22.6	41.1	0.4	2.08
50歳代以上	302	15.9	18.9	20.9	43.0	1.3	2.08

2 ライフステージ別にみた回答者自身の「在宅勤務」に対する希望(性・年齢別)

(単位:%)

	TOTAL (件数)	子どもが 未就学	子どもが 小・中学生	子どもが 高校 大学生	子どもが 自立	介護必要	高齢期	学習活動	社会活動
全体	2166	66.7	58.9	34.3	29.4	75.1	68.5	65.0	63.3
【性別】									
男	1076	54.1	43.3	26.8	29.3	74.9	69.8	68.9	66.4
女	1089	79.2	74.2	41.6	29.6	75.3	67.2	61.2	60.3
【年齢別】									
20歳代	466	73.8	60.9	35.0	29.8	77.5	69.3	64.2	60.1
30歳代	582	70.1	62.2	36.2	30.8	77.0	68.9	67.2	63.4
40歳代	503	65.8	59.7	36.8	32.2	75.3	70.6	69.6	68.4
50歳代以上	615	59.0	53.6	29.7	25.5	71.4	65.9	60.0	61.4
男									
20歳代	222	59.0	43.7	26.6	27.5	72.5	67.5	64.4	60.8
30歳代	286	58.8	47.9	31.5	33.5	75.9	69.6	72.8	66.8
40歳代	255	56.0	45.5	31.0	33.8	77.7	72.9	74.9	72.2
50歳代以上	313	44.7	37.0	19.2	23.0	73.5	69.0	63.6	65.2
女									
20歳代	244	87.3	76.7	42.6	32.0	82.0	70.9	63.9	59.4
30歳代	295	81.0	75.9	40.7	28.1	77.9	68.1	61.7	60.0
40歳代	248	75.8	74.2	42.7	30.7	72.9	68.2	64.1	64.5
50歳代以上	302	73.9	70.9	40.7	28.2	69.2	62.6	56.3	57.6

資料出所: (財)社会経済生産性本部

「多様就業型ワークシェアリング制度導入意識調査・制度導入状況実施調査」(平成16年)

* 実施期間: 平成15年10月~11月
 配布数: 全国2,500人
 回収数: 2,166人(86.6%)

○ 仕事優先と生活優先についての希望と現状

仕事優先の働き方を希望する者よりも、生活優先の働き方を希望するの方が、希望と現実の乖離が大きい。

		現状						無回答
		合計	仕事を優先	どちらかといえば仕事優先	どちらともいえない	どちらかといえば生活を優先	生活を優先	
優先希望順位	合計	2461 100.0	681 27.7	1003 40.8	403 16.4	261 10.6	81 3.3	32 1.3
	仕事を優先	225 100.0	193 85.8	22 9.8	6 2.7	4 1.8	0 0.0	0 0.0
	どちらかといえば仕事優先	587 100.0	183 31.2	355 60.5	31 5.3	15 2.6	2 0.3	1 0.2
	どちらともいえない	456 100.0	69 15.1	177 38.8	187 41.0	17 3.7	6 1.3	0 0.0
	どちらかといえば生活を優先	784 100.0	145 18.5	336 42.9	129 16.5	164 20.9	9 1.1	1 0.1
	生活を優先	378 100.0	90 23.8	113 29.9	50 13.2	61 16.1	64 16.9	0 0.0
	無回答	31 100.0	1 3.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	30 96.8

(下段は割合を示したもの：%)

資料出所：「仕事と生活の調和に関する意識調査」（平成 15 年厚生労働省）

○ 仕事優先又は生活優先の働き方についての希望と現状(雇用形態別)

仕事優先の働き方を希望する者、実際に仕事優先の働き方を行っている者の割合は、ともに正社員の方が、パート・アルバイトよりも高い。

なお、契約社員については、総合職正社員ほどではないが、仕事優先の働き方を希望する者、実際に仕事優先の働き方を行っている者の割合が高くなっている。

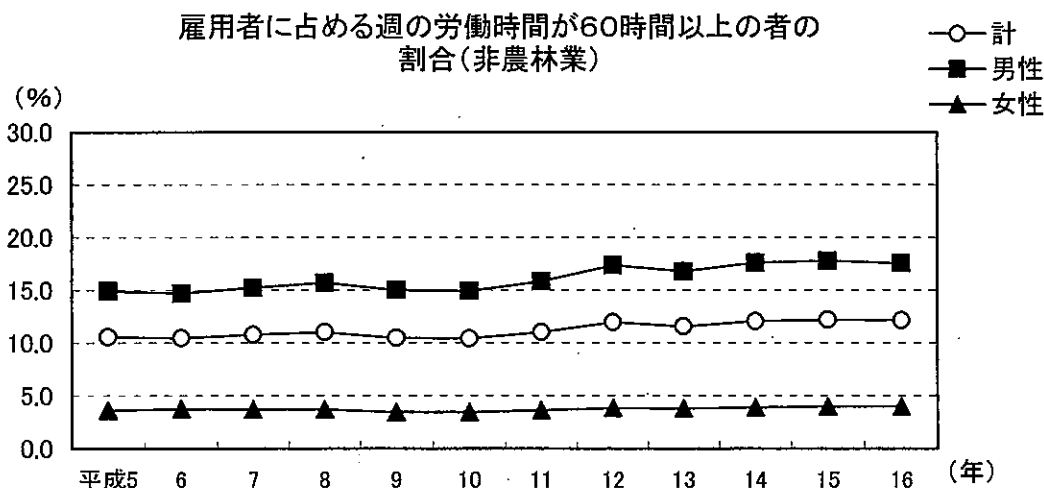
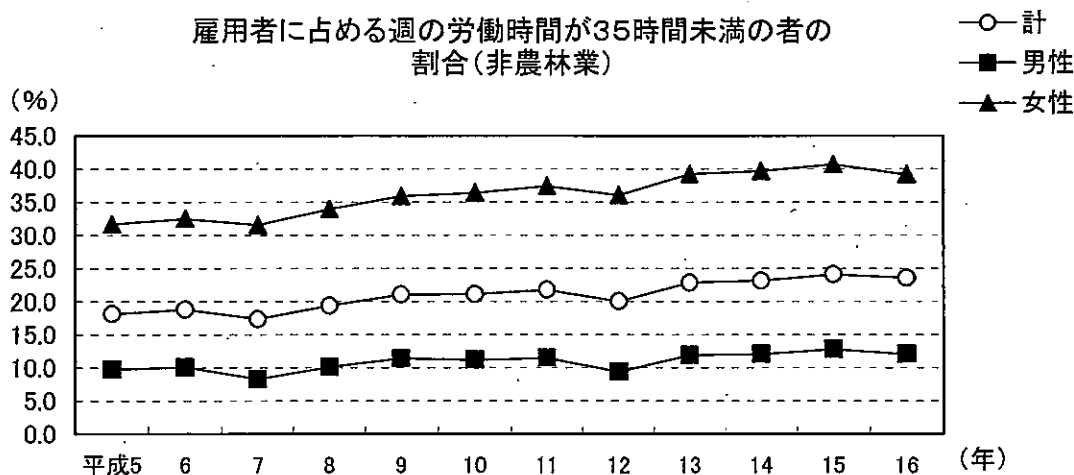
	合計	①.優先希望順位						②.現状						
		仕事を優先	どちらかといえば仕事優先	どちらともいえない	どちらかといえば生活を優先	生活を優先	無回答	仕事を優先	どちらかといえば仕事優先	どちらともいえない	どちらかといえば生活を優先	生活を優先	無回答	
合計	2461	225	587	456	784	378	31	681	1003	403	261	81	32	
	100.0	9.1	23.9	18.5	31.9	15.4	1.3	27.7	40.8	16.4	10.6	3.3	1.3	
雇用形態	総合職正社員	418	53	108	75	114	61	7	160	155	58	28	10	7
		100.0	12.7	25.8	17.9	27.3	14.6	1.7	38.3	37.1	13.9	6.7	2.4	1.7
	一般職正社員	1353	103	325	250	463	199	13	369	585	234	125	28	12
		100.0	7.6	24.0	18.5	34.2	14.7	1.0	27.3	43.2	17.3	9.2	2.1	0.9
	専門職正社員	254	30	61	43	73	44	3	74	114	39	23	1	3
		100.0	11.8	24.0	16.9	28.7	17.3	1.2	29.1	44.9	15.4	9.1	0.4	1.2
	パート・アルバイト	258	13	51	55	82	50	7	26	82	44	63	35	8
		100.0	5.0	19.8	21.3	31.8	19.4	2.7	10.1	31.8	17.1	24.4	13.6	3.1
契約社員	97	18	21	14	32	12	0	29	38	14	11	5	0	
	100.0	18.6	21.6	14.4	33.0	12.4	0.0	29.9	39.2	14.4	11.3	5.2	0.0	
その他	36	5	11	5	7	7	1	12	14	1	7	1	1	
	100.0	13.9	30.6	13.9	19.4	19.4	2.8	33.3	38.9	2.8	19.4	2.8	2.8	
無回答	45	3	10	14	13	5	0	11	15	13	4	1	1	
	100.0	6.7	22.2	31.1	28.9	11.1	0.0	24.4	33.3	28.9	8.9	2.2	2.2	

(下段は割合を示したもの：%)

資料出所：「仕事と生活の調和に関する意識調査」(平成15年厚生労働省)

○ 労働時間の分布の「二極化」

労働者を対象とする統計から労働時間の動向をみると、週労働時間が35時間未満の者の割合が上昇傾向にある一方で、週労働時間が60時間以上の者（月の残業時間がおおよそ80時間を超える者の割合）が、1999（平成11）年以降緩やかながらも上昇傾向にある。このように、労働時間は長短両極に分散化する傾向にある。

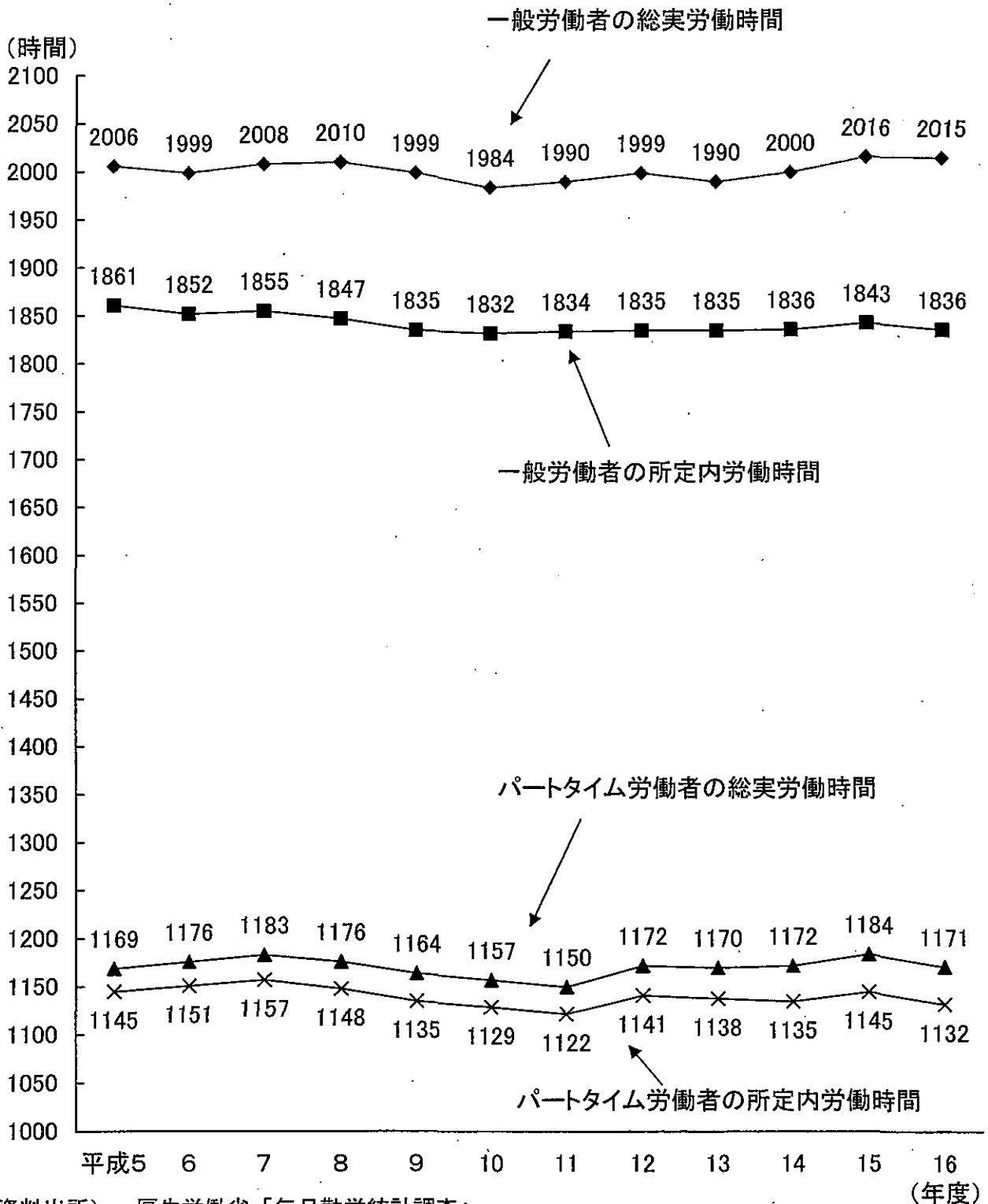


資料出所：総務省統計局「労働力調査」

- * 雇用者のうち休業者は除く。
- * 長短両極に分散化する一方で、近年週35時間以上60時間未満の労働者は大きく減少している。
- * 「労働力調査」の調査対象には、国家公務員、地方公務員を含むほか、管理監督者などの労働基準法の労働時間等に関する規定の適用除外とされている者や新技術、新商品等の研究開発の業務などの労働基準法第36第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の適用除外とされている事業又は業務に従事している者等を含むため、上記グラフはこれらの者を含んだ数の推移を示すものである。

○ 一般労働者及びパートタイム労働者の労働時間の推移

雇用区分別にみると、近年、一般労働者・パートタイム労働者ともに所定外労働時間を中心に労働時間が増加している。



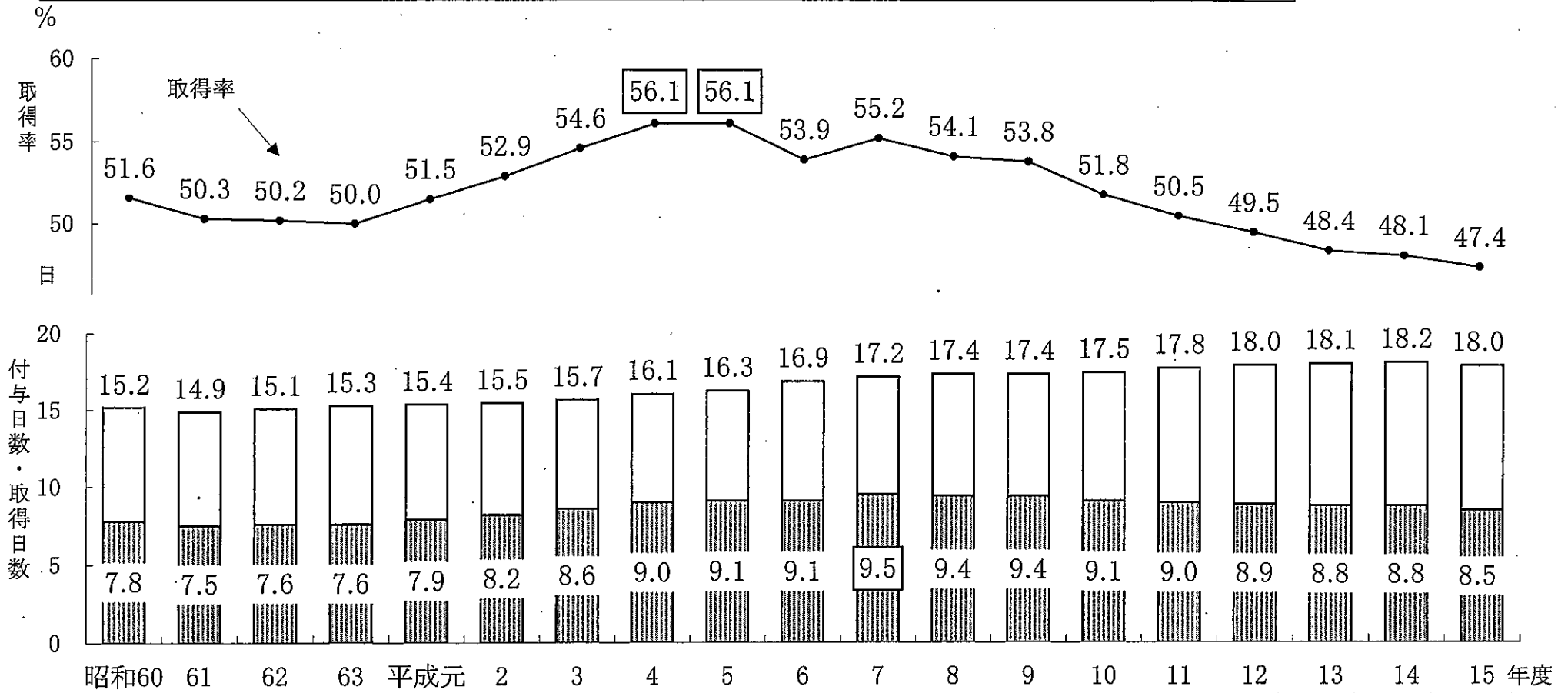
(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 事業所規模30人以上。

2 数値は、年度平均月間値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したもの。

○ 年次有給休暇の取得率の低下

年次有給休暇は、取得日数の減少及び取得率の低下傾向が続いている。

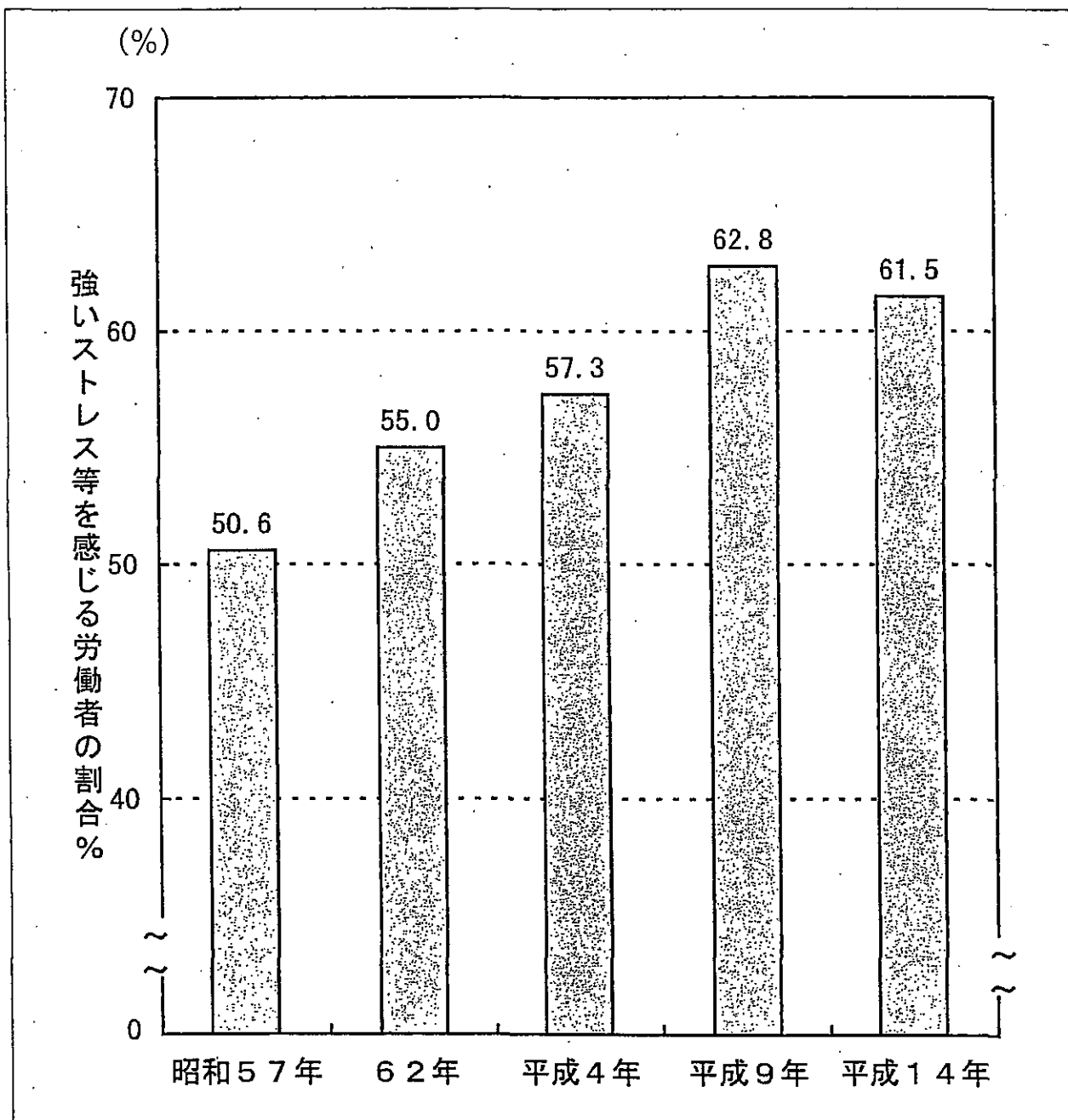


(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。
- 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。
- 3) 「取得率」は、全取得日数／全付与日数×100(%)である。

○ 仕事や職業生活に関するストレス

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの有無別の労働者割合をみると、平成9年以降に強いストレスを感じる労働者の割合は6割を超えている。



資料出所：厚生労働省「労働者健康状況調査」(昭和57, 62, 平成4, 9, 14年)

○ 過労死の認定件数の増加

近年、脳・心臓疾患や精神障害の労災認定件数が高水準で推移している。

○脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況 (件)

区 分		年 度				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
脳・心臓疾患	請求件数	617	690	819	742	816
	認定件数	85	143	317	314	294
うち死亡	請求件数	—	—	—	319	335
	認定件数	45	58	160	158	150

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
 2 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 平成13年12月に脳・心臓疾患の認定基準が改正されている。
 4 平成14年度以前の死亡に係る請求件数については把握していない。

○精神障害等の労災補償状況 (件)

区 分		年 度				
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
精神障害等	請求件数	212	265	341	447	524
	認定件数	36	70	100	108	130
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数	100	92	112	122	121
	認定件数	19	31	43	40	45

- 注) 1 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
 2 平成11年9月に精神障害等の判断指針が策定されている。